

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、また、ご利用のない口座のご利用の再開をお勧めするため、以下のとおり、「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしました。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

### 記

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 対象となる口座<br>(未利用口座)      | <b>令和4年2月1日(火)以降</b><br><b>2年以上</b> 、入出金(決算利息を除く)がない普通預金口座(総合口座普通預金・決済用普通預金口座)、貯蓄預金口座、納税準備預金<br><b>※令和4年2月1日以前に開設された口座も対象となります。</b>  |
| 未利用口座に該当しても<br>対象外となる場合 | ①残高が10,000円以上ある場合<br>②他に預かり金融資産(定期性預金、国債、保険等)またはお借入(カードローン契約を含む)がある場合<br>③口座の名義人が20歳未満の場合<br>④出資会員の場合<br>※①から④のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。   |
| 未利用口座管理手数料に<br>係るご案内    | ・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。<br>※「ご案内」が延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。<br>・未利用口座の対象となった後、約3ヶ月間、「上記未利用口座に該当しても対象外となる場合」の①から④に該当しない場合、本手数料をご負担いただきます。                                      |
| 未利用口座の解約                | ・未利用口座の残高が本手数料以下の場合は、口座残高全額をもって未利用口座管理手数料としていただいたうえで、同口座を解約させていただきます。なお、解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。<br>・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。<br>・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 |
| 手数料金額                   | 年間 1,320円(消費税込)  |



心のふれあい 大切に…

吉備信用金庫